

公 示

公 示 第90号

「一般旅客自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業及び1人1車制個人タクシーを除く。)の許可申請等に係る法令試験の実施要領について」の一部改正について

「一般旅客自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業及び1人1車制個人タクシーを除く。)の許可申請等に係る法令試験の実施要領について」(平成14年7月1日付け公示第2号)を別紙のとおり一部改正する。

令和8年3月31日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙 「一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業及び個人タクシー事業を除く。）の許可申請等に係る法令試験の実施要領について」

新	旧
<p>公 示</p> <p>公示第2号</p> <p>一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業及び<u>個人タクシー事業</u>を除く。）の許可申請等に係る法令試験の実施要領について</p> <p>一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業及び<u>個人タクシー事業</u>を除く。）の許可申請等について、申請者が当該事業の遂行に必要な道路運送法等関係法令の知識を有するか否かの判断をするための法令試験を実施することとし、その実施要領を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成14年7月1日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 設問方式 ○×方式とする。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 試験時間 <u>40分</u>とする。</p> <p>7. ～11. (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則（令和8年3月31日付け公示第90号で一部改正）</u> <u>この公示は、令和8年4月1日以降に受理する申請から適用する。</u></p>	<p>公 示</p> <p>公示第2号</p> <p>一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業及び<u>1人1車制個人タクシー</u>を除く。）の許可申請等に係る法令試験の実施要領について</p> <p>一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業及び<u>1人1車制個人タクシー</u>を除く。）の許可申請等について、申請者が当該事業の遂行に必要な道路運送法等関係法令の知識を有するか否かの判断をするための法令試験を実施することとし、その実施要領を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成14年7月1日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 設問方式 ○×方式、<u>語群選択方式及び簡単な筆記回答方式</u>とする。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 試験時間 <u>45分</u>とする。</p> <p>7. ～11. (略)</p> <p>附 則 (略)</p>